

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、三次市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 子ども・子育て会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

**第6条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

**第7条** 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

**第8条** 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに廃止前の三次市子ども・子育て会議設置要綱（平成25年三次市告示第180号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された子ども・子育て会議の委員は、この条例第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。